

◆ 法人市民税

法人の市民税は、市内に事務所や事業所などのある法人が納める税です。資本金などや従業者数に応じて負担する均等割と、利益に応じて負担する法人税割とがあり、次の区分に従って、それぞれの法人の事業年度終了後2か月以内に、申告し納税します。

■ 届出（設立、開設、異動）

宇都宮市内での法人設立や事業所等を設置した場合、また、商号、所在地などに変更があった場合には「法人設立・開設・異動届」を提出してください。

（宇都宮市ホームページから法人市民税の各種届出書・申告書をダウンロードできます。）

■ 法人市民税を納める人

納 税 義 務 の あ る 人	区 分	
	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所などがある法人	○	○
市内に保養所などのみがある法人（事務所や事業所はない）	○	—
公益法人などで、収益事業を行うもの	○	○
公益法人などで、収益事業を行わないもの	○	—

■ 税額の計算

ア 均等割

法 人 の 区 分		税率（年額）
資本金等の額	市内事業所等の従業者数	
50 億円を超える法人	50 人を超えるもの	3,600,000 円
	50 人以下のもの	492,000 円
10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人を超えるもの	2,100,000 円
	50 人以下のもの	492,000 円
1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人を超えるもの	480,000 円
	50 人以下のもの	192,000 円
1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	50 人を超えるもの	180,000 円
	50 人以下のもの	156,000 円
1,000 万円以下の法人	50 人を超えるもの	144,000 円
	50 人以下のもの	60,000 円
公益法人、人格のない社団等（収益事業を行うもの）		60,000 円

イ 法人税割

税率 8.4%

- 宇都宮市内にのみ事務所や事業所などがある法人

法人税額（国税） × 税率

- 宇都宮市以外の市町村にも事務所や事業所などがある法人

法人税額（国税） ÷ 全従業者数 × 市内事務所等の従業者数 × 税率

■ 申告と納付

法人市民税の申告には主に確定申告と中間（予定）申告があり、法人自ら計算した均等割、法人税割の税額を申告・納付するように決められています。

申告区分		納めるべき税額		申告と納付の期限
		均等割	法人税割	
中間申告	予定申告	6か月分	前事業年度の確定申告の法人税割額 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	事業年度開始日より6か月を経過した日から2か月以内
	中間申告	6か月分	事業年度開始日から6か月の期間を1事業年度とみなして仮決算により計算した額	
確定申告		12か月分	国税の法人税額をもとに計算した額 (中間申告により納付した税額は差し引きます。)	事業年度終了日の翌日から2か月以内

POINT

e L T A Xをぜひご利用ください！

法人市民税の申告・納付は、e L T A Xの利用を推奨しています。e L T A Xでは、電子申告・納付の他、届出もできますので、ぜひ、ご利用ください。

e L T A Xの利用手続きなどは、e L T A Xのホームページをご覧ください。

e L T A Xのホームページ



法人市民税が課税となる事務所、事業税は？

Q 法人市民税が課税となる「事務所、事業所」とは、どのようなものですか？

A 法人市民税が課税となる「事務所、事業所」とは、以下の4要件全てを備えたものをいいます。

- ①事業の必要から設けられたものであること
- ②人的設備があること（従業者がいること）
- ③物的設備があること
- ④その事業がある程度の継続性をもっていること

法務局で宇都宮市内に登記申請した法人や、事務所、事業所を開設した法人は全て、法人市民税（市税）の届出が必要となります。法人登記簿謄本の写し、定款の写しを添えて2か月以内に提出してください。

課税となる要件については、市民税課法人市民税グループ（☎028-632-2206）までお問い合わせください。

【課税とならない具体例】建設工事の現場にある仮設事務所

短期間（3か月未満）の設置であれば、「事業の継続性」がないため、「事務所、事業所」に該当せず、届出は不要となります。

新たに会社の設立、開設などを行った場合の手続きは？

Q 新たに会社の設立、開設などを行った場合、市役所にどのような手続きが必要になりますか？

A 宇都宮市内に法人を設立・登記した場合や、事務所や事業所を開設した場合には法人市民税（市税）の届出が必要となります。法人登記簿謄本の写し、定款の写しを添えて2か月以内に提出してください。

なお、法人市民税の届出書が必要な場合は、様式を宇都宮市ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。記載方法等ご不明な点があれば、市民税課法人市民税グループ（☎028-632-2206）までお問い合わせください。

【各種必要な届出】（届出書の様式は同一です。）

- ・ 転入したとき … 転入届
- ・ 転出したとき … 転出届
- ・ 休業したとき … 休業届
- ・ 解散したとき … 解散届
- ・ 支店が閉鎖したとき … 廃止届

※ 法人税（国税）及び法人県民税（県税）についても市税と同様に届出が必要となります。

事業年度の途中で、事務所や事業所を開設・閉鎖したときの均等割額の計算は？

Q 3月末決算の法人（資本金 1,000 万円、宇都宮市内従業者 10 人）で、宇都宮市内の事務所を 10 月 15 日で廃止しました。均等割額はようになりますか？

A 市内に事務所、事業所を有していた月数が 1 年に満たないときは、均等割は月割で計算します。月数は暦に従って計算し、1 か月に満たない端数は切り捨てますが、全体が 1 か月に満たない場合は 1 か月とします。また、従業者数は、事業年度の末日現在の従業者数を用います。

今回の場合、事務所、事業所を有していた月数は 6 か月（端数の 15 日は切捨て）、従業者数は 0 となりますので、

$$\text{均等割額} = 60,000 \text{ 円} \times \frac{6 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} = 30,000 \text{ 円} \text{ となります。}$$

※ 上記の場合、法人税割額はかかりません。

【参考】事務所等を有していた月数が 1 か月に満たない場合、1 か月で月割計算

均等割の従業者数の算定方法は？

Q 法人市民税の均等割の従業者数は、どのように算定しますか？

A 算定期間の末日現在における事務所、事業所の従業者数となります。

なお、アルバイト・パートについては、次の①②いずれかの数を従業者数とします。

① 算定末日現在における従業者数

② 算定期間の末日を含む 1 か月の総勤務時間数を 170 で割った数（小数点以下切り上げ）